

JR 東海エクスプレス予約サービス特約（プラス EX 会員）

第 1 条（適用範囲）

本特約は、ユーシーカード株式会社（以下、「UC 社」と称します。）または UC 社と業務提携するカード会社（以下、これらをあわせて「当社」という。）が指定するクレジットカードを東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東海」という。）が提供する「JR 東海エクスプレス予約サービス」（以下、「本サービス」という。）の決済用クレジットカードとして登録することを受け付け、また、本サービスの入会申込または退会申し出等を受け付けること（以下、これらを「本受付」という。）等について定めるものです。

なお、本サービスの対象となるカードは、当社の発行するカードのうち、当社において決定する範囲のカード（以下、「対象カード」という。）とします。

本特約は、対象カードに関する規約（以下、「会員規約」という。）の特約であり、会員規約と異なることが定められている条項については本特約が優先することとします。なお、本特約に特段の定めがない事項については会員規約が適用されます。

第 2 条（エクスプレス予約サービスの入会）

本サービスへの入会を希望する対象カードの会員は、当社所定のホームページに表示される申込画面において、本特約への同意および本サービスの決済に用いる対象カードの登録を行ったうえで、申し込みを行うものとし、JR 東海および当社の承諾を受けることで、JR 東海エクスプレス予約サービス（プラス EX）の会員（以下、「本サービス会員」という。）としての資格を有することとなり、第 3 条に定める年会費は、この時点から発生します。また、本サービス会員には、JR 東海より、本サービスにおける新幹線乗車用の IC カードであるプラス EX カードを発行・貸与します。

（※）本サービスの決済用クレジットカードとして登録するクレジットカードが、JR 東海が別に提供する「スマート EX サービス」で登録されており、かつ予約や購入申込がある場合は、その期間内は本サービス会員として登録されません。（予約や購入申込がなくなった時点で登録されます。）

第 3 条（年会費等）

本サービス会員は、JR 東海が別に定める本サービスの年会費（これに課税される消費税等の公租公課を含む。以下、同じ。）を、第 2 条において登録した対象カードによる決済で JR 東海に支払うものとし、ます。なお、本サービス会員は、年会費を含む本サービスの内容等については JR 東海が決定することを了承し、本サービスの内容等にかかわる紛議がある場合、原則として、本サービス会員と JR 東海の間でこれを解決するものとし、ます。

第 4 条（サービスの利用開始）

本サービス会員は、本サービスの利用を開始する前に、JR 東海が定める「JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（プラス EX 会員用）」および付帯する特約等に同意のうえ、JR 東海所定のサービス利用開始申込手続きを行うものとします。

第5条（退会）

1.本サービスの退会を希望する本サービス会員は、当社が指定する所定の方法により申し出るものとします。なお、当該手続きの完了以降、第3条に定める年会費は発生しないものとします。

2.本サービスの退会後であっても、本サービス会員が退会以前に行った本サービスの予約や購入申込にかかる債権・債務関係は、履行が完了するまで継続するものとします。

第6条（免責）

1.本受付において、当社および JR 東海（以下、総称して「両社」という。）が採用する暗号技術は、両社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証も行わないものとします。

2.当社または JR 東海は、自己の責めに帰すべき事由による場合を除き、本受付の利用に起因して生じた対象カードの会員または本サービス会員の損害について、一切責任を負わないものとします

第7条（サービスの一時停止または中止）

当社は、次のいずれかに該当する場合、対象カードの会員または本サービス会員への事前通知がない場合でも、本受付を一時停止または中止することがあります。

- (1) システム保守その他本サービス運営上の必要がある場合
- (2) 天災、停電その他本サービスを継続することが困難になった場合
- (3) その他当社が必要と判断した場合

第8条（特約の変更）

1.当社は、次の各号に該当する場合には、本特約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を当社のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本サービス会員に周知した上で、本特約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。

- (1) 変更の内容が本サービス会員の一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

2.当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページにおいて告知す

る方法または本サービス会員に通知する方法その他当社所定の方法により本サービス会員にその内容を周知した上で、本特約を変更することができるものとします。この場合には、本サービス会員は、当該周知の後に本サービス会員が本特約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本特約が変更されるものとします。

2022年7月新設